

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」および「介護職員特定処遇改善加算」についての
情報公開（「見える化要件」）

社会福祉法人横浜やまびこの里

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、これまで何度かの取り組みが行われてきました。令和元年度の障害福祉サービス等報酬改定及び介護報酬改定において、「特定処遇改善加算」が創設され、当法人も加算算定を行っております。加算算定の要件の1つである「見える化要件」に基づいて、加算取得状況、賃金改善状況及び賃金以外の処遇改善に関する取組状況について、下記の通り公表します。

1. 加算取得状況

○障害福祉サービス

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

対象事業所（拠点）

東やまた工房・リンク・まるんワークス・東やまたレジデンス・ポルト能見台
・ワークアシスト・ハウスBEE・ハウスヒルサイド・ヘルパーセンターやまびこ

*ヘルパーセンターやまびこの居宅介護・重度訪問介護事業の特定加算はⅡ

○介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

対象事業所（拠点）

東山田地域ケアプラザ

2. 賃金改善状況

- ・定期昇給の実施
- ・資格手当の支給
- ・夜勤手当の増額（障害福祉サービスのみ）
- ・処遇改善手当（年度末一時金）の支給
（「経験・技能のある人材」には一時金をさらに増額して支給）

3. 賃金以外の処遇改善（法人の取り組み）

○入職促進

法人説明会（Webも含む）で法人の経営理念や支援方針・人材育成方針を明確化。
また、他法人と共同で採用活動を実施や、他産業からの転職者や未経験者の採用等幅広い採用もしている。

○資質向上

介護福祉士等の資格取得支援（奨励金制度）や強度行動障害支援者養成研修、サービス管理責任者、主任ケアマネージャー研修、認知症ケア研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援をしている。

○両立支援

- ・育児休業については子が3歳達した年度の翌年4月末まで取得可能とし、子の看護休暇及び介護休暇は有給としている。
- ・職員の事情に応じた勤務シフトや時間短縮勤務を認めている。
- ・有給休暇を取得しやすくするよう、管理職により計画的な取得をすすめている。
- ・産業医相談の積極的な活用をすすめている。

○健康管理

- ・短時間勤務の行動援護事業従事者やデイサービス介助員にも健康診断を実施している。
- ・管理者に雇用管理改善のための研修等を受講させている。
- ・事故等の対応マニュアルを整備している。

○生産性向上のための業務改善

- ・業務手順書を作成している。

○やりがい・働きがいの構成

- ・ミーティング等により勤務環境や支援内容の改善に努めている。
- ・利用者本位の支援やケア、障害福祉や介護保険について学ぶ機会を定期的に提供している。